

緊急通報システム使用貸借契約書

会津坂下町社会福祉協議会長（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に緊急通報システム（以下「システム」という。）の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（貸与物件）

第1条 甲は乙に対しシステムを会津坂下町老人日常生活用具給付等事業実施要綱の規定に準じて貸し付け、乙はこれを借り受ける。

（貸与期間）

第2条 システムの貸与期間は、本契約締結の日から乙が本町に住所を有しなくなる等その他の事情によりシステムを必要としなくなるまでの期間とする。

（引渡し）

第3条 甲は、システムの貸与にあたっては乙の居宅において引き渡すものとする。

2 甲は、貸与に際しては、乙に対し貸与の目的、貸与条件、システムの取扱方法等について十分に説明・指導するとともに、貸与期間中においてもその適正な利用及び管理が図れるよう指導するものとする。

（費用の負担等）

第4条 乙は、善良な管理者の注意をもってシステムを維持管理するものとし、システムの使用及び維持に要する費用は、乙の負担とする。

（転貸等の禁止）

第5条 乙は、システムを他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換、若しくは担保に供してはならない。

（使用上の損傷等）

第6条 乙は、システムをき損又は滅失した場合は、直ちに甲にその状況を報告し、乙の負担において原状に回復しなければならない。

（システムの返還等）

第7条 乙は、システムの貸与を必要としなくなったときは、速やかに甲にその返還を申し出なければならない。

2 甲は、乙がシステムを必要としなくなったとき又は本契約に違反したと認められるときは、その返還を命ずることができる。

（緊急時の立ち入り等）

第8条 乙は、緊急時にシステムを使用したときは、緊急通報協力員、消防署員等の関係機関等（以下「関係機関等」という。）が住宅に立ち入ることを認めるものとする。

2 乙は、関係機関等が立ち入ったとき、住宅の一部に破損が生じても、修復責任を問わないものとする。

（協議事項）

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 会津坂下町字西南町裏甲 3998 番地 1
会津坂下町社会福祉協議会長 荒井 盛行

乙 会津坂下町